

介護職員等特定処遇改善加算に係る情報公表（見える化要件）

特定非営利活動法人 みんなとけあ

株式会社 ウェルフェイス

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

【算定要件】

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること
- B 職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- C 取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

以上3つの要件を満たしている必要があります。

【見える化とは】

Cの「見える化」要件とは、賃金以外の処遇改善の具体的な取り組み内容を、介護サービス情報公表システムや事業所ホームページなどで外部から見える形で公表している事となります。

【職場環境要件の提示について】

見える化要件に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、下記に掲示いたします。

区 分	内 容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善